



東京税理士会日本橋支部会報

第110号

平成18年9月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 河原 邦文

編集人 広報部長 福本 光男

印刷 (株) 税経



初秋の京都高尾 神護寺 (福本光男会員提供)

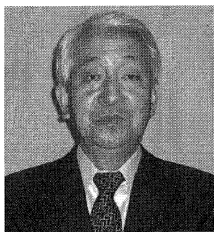
税界放談

一昨年、姪一人が相続人である相続の依頼を受けた。被相続人の叔父が生前、年金の葉書が来ていたことを病気であったため失念し、姪が叔父の死後にそれに気付き請求したが姪には国民年金法19条により請求権が無かった。被相続人が持つ権利は相続で引き継げるものと考え、そのとき私は不合理と感じた。

しかし、むしろ年金財源に窮し国民基礎年金の国庫負担分を三分の一から二分の一にしようとしている現状においては、未支給年金の請求権は本人だけがあるとするのが時代的整合性を持つのではないか、国民年金法19条は改正が必要ではないかと考えている。

年金受給権については『国民年金法19条を離れて別途相続の対象とはならない。』という判例がある。(参考) 最高裁判所第三小法廷平成3年(行ツ)第212号老齢年金支給請求、同参加申立て事件(棄却)

また、厚生年金法37条にも国民年金法19条と同様の規定があり、厚生年金においても未支給年金請求権の取り扱いと同様と考えられる。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 貝守 浩

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、局調査部から転任して参りました貝守でございます。前任の渡邊署長同様よろしくお願い申し上げます。

河原支部長をはじめとする日本橋支部の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、平成17年分の確定申告におきましては、消費税の事業者免税点の引下げ、あるいは年金課税制度の見直しなど、大きな税制改正の執行初年度であった訳ですが、日本橋支部におかれましては、経営指導所や三越本店における無料相談をはじめ、国税局合同会場での閉庁日対応への派遣、JR東京駅動輪の広場での広域還付申告センターへの派遣、更には蒲田・日野への支部間連携派遣など、例年にも増し多岐にわたる積極的なご支援、ご協力を賜りました。本年の確定申告事務を円滑に行うことができましたのは、まさに日本橋支部の皆様方のご尽力の賜であります。改めて感謝申し上げますとともに、今後とも積極的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在わが国は、かつてない速さで少子高齢化が進み人口も減少に転じ、貯蓄率が大幅に減少している中で、こうした社会を支えるための税制の見直しも進行しております。

さらに、経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、また、家族のあり方なども、大きく変化してきており、税務の仕事は、益々複雑かつ困難なものとなっております。

こうした状況の中で、私どもがその使命を適切に果たしていくためには、税務行政の現状を国民に分かりやすく説明し、納税者の理解を少しでも深めていくことや、e-Tax等の納税者サービスを提供していくなど、常に納税者の方々の視点に立って仕事を行い、適正・公平な税務行政を推進して

いくことが極めて重要であると考えております。

特に、e-Taxにつきましては、政府のIT戦略本部の方針を踏まえ、「オンライン利用促進のための行動計画」に盛り込まれた、平成22年度の利用率50%という目標達成に向けて、国税局・税務署が一体となって最大限の取組を行っているところでございます。

日本橋税務署におきましても、『e-Tax推進プロジェクト・チーム』を7月に立ち上げ、署一丸となり更なる普及・定着に努めてまいります。

e-Taxの普及を図るためには、まず、税理士の皆様自身がご利用していただき、更に、関与先の皆様にもe-Taxの利用を勧めていただくなど、従前にも増してご理解・ご協力をいただきたいと思います。

皆様お一人お一人のe-Taxの普及への取組が、税理士会日本橋支部の事業活動の充実にもつながりますとともに、わが国の電子政府確立への重要な一歩となることを是非ともご認識いただき、e-Taxが1件でも多く利用されますよう引き続きお力添えをいただきたいと思います。

税理士の皆様が、税務行政の良き理解者として適正な納税義務の実現のためにご尽力いただいておりますことは、誠に力強い限りであります。今後とも申告納税制度の発展のため、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、積極的なご支援をお願いいたします。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



源泉所得税の毎月納付分、
消費税の中間申告・納付など、
ご利用機会の多い手続は特に便利！

e-Tax ホームページ WWW.e-tax.nta.go.jp

東京税理士会日本橋支部 定期総会開く

去る6月15日（木）午後3時36分より明治座センターホールにおいて支部総会が開催された。

総会は、会務報告に続き板橋則雄会員を議長に選出し、第1号議案から第6号議案までを滞りなく審議し、原案どおり承認可決した。（経過は、下記議事録のとおり）

その後、本会の会員表彰があり、東京会会長代理の岩波一副会長より表彰がなされた。

続いて、叙勲受章者並びに長寿祝金受贈会員の披露、新入会員の紹介の後、渡邊光治日本橋税務署長、櫻庭誠中央都税事務所長のご祝辞を頂戴し総会はすべて終了した。

引き続き午後5時45分より、大矢勝昭総務部長の司会により懇親会が行われ、多数の来賓の方々と会員がおおいに歓談し楽しんだ。

定期総会議事録

1. 日 時 平成18年6月15日 午後3時36分
開会
2. 場 所 明治座センターホール（日本橋
浜町2-3-1 6階）
3. 会員総数 3月31日現在773名（外法会員
18社）
4. 出席会員 開会時473名（内委任状による
出席397名）

午後3時36分、大矢勝昭総務部長の司会により開会した。

池上悦次副支部長による開会の挨拶に続き、河原邦文支部長より挨拶、続いて支部会務報告。会務に関して、①支部会員数及び支部法人会員数の増加、執行部の体制の変更、副支部長4名、部長8名で行ってきた。②税務支援の状況、③支部規則の改正、④新会社法及び電子申告等研修関係、⑤支部会員雑談室（税務業務相談室）の開設。の報告が行われた。

議長には司会者一任にて板橋則雄会員が指名された。

開会に当たり議長より、招集日現在の議決権数は773名、現在出席473名であり定期総会は支部規則第22条1項により適正に成立した旨の発言があった。

支部規則第26条に基づき、議事録署名人に議長

より、荒木慶幸会員、佐藤嘉光会員が指名され議事に入った。

議案書における第1号議案から第6号議案について審議された。

第1号議案 平成17年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び、第2号議案については密接に関連するため一括提案、一括審議をしたい旨の説明があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。

平成17年度事業報告については議長の指図により下記所掌部担当部長から別紙議案書に基づきそれぞれ詳細な報告がなされた。

1. 総務部事業報告…大矢勝昭総務部長
2. 研修部事業報告…岡田 昇研修部長
3. 広報部事業報告…福本光男広報部長
4. 組織部事業報告…田村慎太郎組織部長
5. 厚生部事業報告…栗原 勝厚生部長
6. 綱紀監察部事業報告…星野光一郎綱紀監察部長
7. 渉外対策部事業報告…浅井光政渉外対策部長
8. 税務経営指導所事業報告…浅野汎子副所長
9. 法対策委員会事業報告…池上悦次法対策委員長
10. 情報システム委員会事業報告…中島美和情報システム委員長

第2号議案 平成17年度決算報告承認の件

第2号議案については、若狭茂雄経理部長より別紙議案書（23頁～47頁）に基づき平成17年度決算報告収支計算書、日本橋税務経営指導所特別会計収支計算書、互助特別会計収支計算書、広域災害対策特別会計収支計算書、各会計正味財産増減計算書、各会計貸借対照表及び全会計の貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記並びに収支計算書総括表、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表について詳細な報告がされた。

次いで、松下昇三監事より青木久直監事とともに実施された会計監査について監査報告書に基づき説明があり、会務執行及び計算書類等は平成17年に制定された支部会計諸規則により適正かつ妥当であるとの監査報告がなされた。

議長は、質疑を求めたのち第1号議案について議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。（出席79名、委任状397名の全員476名賛成）続いて第2号議案について議場に諮ったとこ

ろ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。(出席79名、委任状397名の全員476名賛成)

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正の件

田村慎太郎組織部長より、個人情報保護法、税務経営指導所の廃止により改正、詳細な説明に基づき、別紙議案書(49頁～61頁)の通り提案があった。

これに対し、高橋美津子会員より、本支部の個人情報保護法についての質問があった。

これについて、田村慎太郎部長より説明があった。

議長は、議案について賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。(出席79名、委任状397名の全員476名賛成)

第4号議案 平成18年度事業計画承認の件

第4号議案については下記所掌部担当部長によって別紙議案書に基づき詳細な説明がなされた。

1. 総務部事業計画…大矢勝昭総務部長
2. 研修部事業計画…岡田 昇研修部長
3. 広報部事業計画…福本光男広報部長
4. 組織部事業計画…田村慎太郎組織部長
5. 厚生部事業計画…栗原 勝厚生部長
6. 綱紀監察部事業計画…星野光一郎綱紀監察部長
7. 税務支援対策部事業計画…浅井光政渉外対策部長
8. 法対策委員会事業計画…池上悦次法対策委員長
9. 情報システム委員会事業計画…中島美和情報システム委員長

続いて質疑に入った。

木下純一会員より、会報等の電磁的保存、綱紀に関する研修等の要望があった。

荒木慶幸会員より、法対策委員会事業計画の項において、商法の前に会社法を挿入の要望があった。

議長が第4号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて、承認可決された。

(出席82名、委任状397名の全員479名賛成)

第5号議案 税務経営指導所会計の廃止承認の件

第5号議案については、浅野汎子副支部長より別紙議案書に基づき、詳細な説明と提案がなされた。

続いて質疑に入る。

議長が第5号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席82名、委任状397名の全員479名賛成)

第6号議案 平成18年度予算案承認の件

第6号議案については若狭茂雄経理部長より別紙

議案書に基づき、平成18年度収支予算書及び日本橋税務経営指導所特別会計収支予算書について詳細な説明と提案がなされた。

続いて質疑に入る。

岩本忠司会員より、事務所家賃について質問があり、若狭経理部長より、一般会計に合算されているとの説明があった。

議長が第6号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席82名、委任状397名の全員479名賛成)

以上をもって、審議事項は全て終了した。

報告事項

1. 平成18年度会員表彰

司会者より、議案書に記載されているとおり、表彰規定第2条第1項第3号該当者は11名、日税連表彰規定第3条第1項第5号該当者は12名が表彰される旨の説明と該当者名の披露があり、東京会会長代理、岩波一副会長から受章者に対して祝辞とともに記念品がそれぞれ贈呈された。

2. 叙勲受章者披露

司会者より、平成17年度秋および平成18年度春の叙勲受章者が披露された。

3. その他

司会者より支部互助規則第3条による長寿祝金受贈会員の12名についてそれぞれ披露があり、出席した該当会員それぞれに対して祝福するとともに長寿祝金が贈られた。

続いて、司会者より新入会員の紹介があった。

来賓として出席された岩波一東京会副会長、渡邊光治日本橋税務署長、櫻庭誠中央都税事務所長から丁重な祝辞を頂いた。

以上をもって、定期総会の全議事を終了し、中島美和副支部長の閉会の辞により閉会した。

閉会の時刻は午後5時40分であった。

平成18年6月15日

東京税理士会日本橋支部定期総会議事録

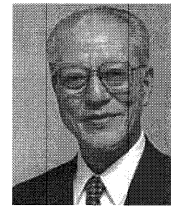
議長 板橋 則雄

議事録署名人 荒木 慶幸

議事録署名人 佐藤 嘉光



タックス・ヘイブン税制 について事例研究



川北 博



広瀬加代子

1. タックス・ヘイブン税制の概要

内国法人又は個人居住者が税負担の著しく低い国に子会社等を設立し、その子会社が親会社である内国法人又は株主である個人居住者に配当せず、所得を留保することにより、その内国法人又は個人居住者の所得を意図的に減らす行為を防止するために設けられた制度である。

わが国では昭和53年にタックス・ヘイブン税制を導入しているが、平成4年度税制改正により、当時の大蔵大臣が対象となる地域を指定する「軽課税国指定制度」が廃止された。現在では、実効税率が25%以下の国又は地域がタックス・ヘイブン税制の対象となる。

2. タックス・ヘイブン税制の内容

適用対象法人 (1) である内国法人に係る外国関係会社 (2) のうち、特定外国子会社等 (3) に該当するものが、適用対象留保金額 (4) を有する場合には、その適用対象留保金額のうち課税対象留保金額 (5) に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その特定外国子会社等の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される (租税特別措置法66条の6)。

上掲用語の定義はそれぞれ次のとおりである。

- (1) 適用対象法人・・・①その外国関係会社の発行済株式等の5%以上を直接及び間接に保有する内国法人 ②その外国関係会社の発行済株式等の5%以上を直接及び間接に保有する一の同族株主グループに属する内国法人
- (2) 外国関係会社・・・居住者及び内国法人等により、その発行済株式等の50%超を直接及び間接に保有される外国法人をいう。
- (3) 特定外国子会社等・・・外国関係会社に該当するもののうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が、本邦におけ

る法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものをいう。

- (4) 適用対象留保金額・・・特定外国子会社等の各事業年度の未処分所得の金額から留保したものとして、その未処分所得の金額につき未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額をいう。
- (5) 課税対象留保金額・・・適用対象留保金額のうち、その内国法人の有するその特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する金額をいう。

タックス・ヘイブン税制は個人居住者に対しても適用される (租税特別措置法40条の4)。

上記規定は、特定外国子会社等が一定の要件を具備している場合には、その国で独立企業としての実体を備え、事業活動を行うことについて経済的合理性があると認められるため、その適用が除外される。

3. 事例検討

(1) 前提

法人Xは、個人Y (日本居住) が100%出資して設立した米国カリフォルニア州法人である。法人Xの資産の大半は、日本の上場株式である。収入は、不動産収入もあるが、この上場株式の配当がほとんどである。

法人Xは、米国の教育機関に保有株式の一部を慈善寄附した。

(2) 検討

法人Xは外国法人であり、個人Yの100%出資会社であるため、外国関係会社に該当する。では、特定外国子会社等に該当するか。

特定外国子会社等は上記で述べたとおり、「外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が、本邦における法人の所得に

対して課される税の負担に比して著しく低いものである。法人課税の実効税率を比較すると、米国における税の負担は日本における税の負担に比して著しく低いものとはいえない。

しかし、タックス・ヘイブン税制の適用を受けるかどうかは、次の式によるので注意が必要である。

$$\frac{\text{各事業年度の所得に対して課される外国法人税の額}}{\text{本店所在地国の法令に基づく所得の金額} + \text{本店所在地国の法令で非課税とされる所得}} \leq 25\%$$

(注) 詳細な調整事項があるので、計算する際には要確認。

法人Xがした寄付は、上記式の分母である「本店所在地国の法令で非課税とされる所得」に該当する。法人Xが慈善寄付を多額にしたことで、上記式の分母が大きくなり、25%を大きく下回ることになった。従って、タックス・ヘイブン税制の適用を受けることとなり、法人Xの所得が個人Yの所得に合算され、個人Yが雑所得として申告することになった。

(3) 問題点

① 寄付をしたら課税される

平成4年度改正前は、当時の大蔵大臣がタックス・ヘイブン税制の対象となる国又は地域を指定していた。これは、納税者にとっては、明瞭で、法的安定性及び予測可能性という点では優れた制度であったといえる。しかしながら、指定外の国または地域を利用した租税回避行為が行われやすいという問題が生じ、改正に至った。

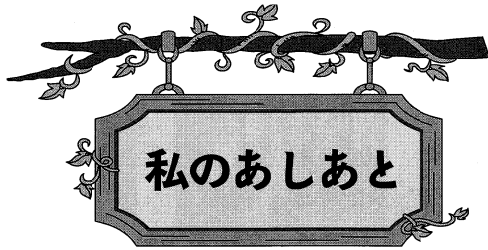
タックス・ヘイブンというと、ケイマン諸島やパナマといった地域的イメージが強い。本事例の場合、外国関係会社の所在地は米国である。法人課税の実効税率を比較すると、米国における税の負担は日本における税の負担に比して著しく低いものとはいえない。しかし、本事例のように、所在する国が米国であっても、その外国関係会社が多額の寄附をすることで、その寄附が非課税所得として取り扱われるため、実効税率は25%を下回り、特定外国子会社等に該当するケースがある。外国関係会社が寄附をしなければ、タックス・ヘイブン税制の適用は受けることはなく、個人Yが税金を納める必要もなかったのである。善意の寄付金のために税金を納める結果となっている。このようなケースでは、適用除外の救済措置を設けるべきでなかったか立法上の疑問が残る。

② 個人居住者をタックス・ヘイブン税制適用の対象とする必要があるか

特定外国子会社等に所得を留保し、株主である個人居住者に配当をしなければ、課税されない。しかし、特定外国子会社等に留保される所得は、その特定外国子会社等の株価を構成することとなる。個人居住者がその株式等を譲渡したり、相続があったときには、留保してきた所得はその株価の中に組み込まれ課税される。

内国法人の場合、解散しない限り、永久にその特定子会社等に所得を留保し続け、課税を免れることができるため、タックス・ヘイブン税制の適用対象となることは理解できる。個人居住者の場合には、法人と異なり、必ず相続が生じる。つまり、特定外国子会社等に留保した所得は必ず課税対象となるのである。個人居住者の担税力の相対性を考慮するとき、果たして、個人居住者をタックス・ヘイブン税制適用の対象とする必要があるのか疑問である。





成 田 一 正

この歳で、このようなものを書くことになろうとは思いませんでしたが、ご依頼がありましたので、ご協力をさせていただきます。まあ、人生の振り返り地点という意味で書ければよいと考えました。

私は昭和27年2月に中央区月島で生を受けました。12歳まで月島に住んでいましたが、もんじゃはあまり聞いたことがありません。本当の月島人ではないのかもしれませんが。父親が築地の仲買人で大物つまりマグロの仲買をしていました。実は祖父も新潟から出てきて戦前に海老を築地で扱っていましたから、私は本当は3代目になる予定だったのでしょう。

しかし、親父は根っからの遊び人で、商売の調子のよいときは遊びまくっていました。私が中学1年生の時に家には帰ってこなくなっていました。が、跡取りは跡取りということで、私にはうるさく言っていました。私はこんな人間と一緒に商売するなんて考えられないので、じっと時期を見計らって、逃げることにしたのです。

子どもの頃から、学校が休みの時は常に商売の手伝いをさせられていましたので、スキーなんて自分の子どもを連れて行って初めて経験をしたくらいです。商売には非常に厳しい父で、魚河岸でも「かね正」（かねしょう、うちの屋号です）で勤まった人間は、どこでも通用するといわれるくらい、それはもうたいへんうるさい父でした。辞めさせられた人がヤクザになって、後に脅かされたこともありましたが、かなり恨まれていたのでしょうね。

大学生のころはよく授業の前に朝から商売に駆

り出されていましたが、私も大学2年の時に、父親とは縁を切るつもりで、商売にも行かなくなりました。いくら怒っても別に一緒に住んでいるわけではなく、こちらもそれなりの覚悟でやりましたので、そのまま自分の勉強を続けることで進められたのです。

親父に感謝していることが一つあります。それは、小学校から勉強させてもらったことです。小学校は九段、中学は麹町中学と越境ですが、勉強させてもらえました。わが日本橋支部の福本広報部長は先輩にあたります。高校は当時始まった学校群の第一期生で、高校は三田高校に進学し、ここでは楽しい高校生活でした。三田高校は旧制の府立第六高女でいわゆる女子校で、女子が250人男子が100人という、女子校にいるような雰囲気の高校です。今思えば本当に恵まれた環境にいたものだと思います。

いろいろありましたが、大学は明治に進学しましたが、さて、何かしないと商売しなくてはならなくなるので、ここは資格を目指してと一念発起して、会計士の資格はどうであろうかと、高校時代3年間ずっと担任だった先生に相談に行きました。「思い直せ、おまえには難しいだろうと予想されるから、別の方向の方がいいだろう」。がっかりでした。あの時の喫茶店で聞こえてきた流行歌が何か今でも鮮明に覚えています。「雨がやんだらお別れなのね」朝丘雪路の歌でした。

しかし、実はそう簡単ではなかったのですが、何か将来お金儲けができるような期待があり、無理してでもやってみようと、先生の忠告は無視して、そのまま進むことにしました。明治大学には経理研究所特別会計研究室といって、大学の機関として会計士の受験を応援してくれる部署があり、本当に運良くココにも潜り込むことができ、勉強を続けることができたのです。

私は生まれつきあまり頭がよくないので、やはり大学の現役での合格は無理でした。家には母と二人暮らしですので、浪人するわけにもいかず、とりあえず就職活動をするにしました。そのころは訳もわからず金融機関それも信託銀行のいわゆる会社回りも経験しました。しかし、あまりうまくいかずに、結局だめで、その頃まだ始まったばかりの国税専門官試験に挑戦することにしました。お陰様で合格することができましたので、

会計士の試験には合格しなかったのですが、仕事は見つかったことになります。

国税専門官では5期生として、生涯の友人もできたことは本当に運が良かったです。その運を引っ張って、もう最後の受験と覚悟していました昭和50年の公認会計士試験に合格することができました。さて、合格したのはよかったのですが、当時の職場は川崎南税務署の所得税2部門の事務官です。どうしようかと、正直迷ったので、当時の統括官に相談しました。統括官はその頃でもおもしろい方でしたが、辞職して監査の道に行くことを勧めてくださったのです。後に私が税務調査を受けた専門官1期の方が言うには、当時自分は人事を手伝っていたが、法学部は資産税に、会計や商学は所得税に、その他は法人税やその他の部門に配属したそうです。多分私も法人税部門に配属されていたならば、そのまま現職でもっと過ごしたでしょうが、何故そのような人事をされたのか、そのような人事がなければ、いまだに当該職員の儘でいたのではないかと、感慨深い思いです。当時の同期生は税務署長にもなっておりそんな年齢になったのかなど。

会計士試験に合格しましたが、ちょうどその時は就職難の時代です。私のようにコネがない一匹狼は、どうしようもありませんから、受け入れてくれるところを探さねばなりません。でも、拾う神はいてくれました。当時、興人事件で痛手を被りながらも、監査法人では老舗の太田哲三先生の事務所に拾われました。理由はおもしろそうなヤツだからという理由だったそうです。これで、監査法人にも就職することができました。

ちょっと経つと、仕事はあるのだが人がいないという時代が来ました。大蔵行政というのは当時から行き当たりばったりで、会計士、多すぎたり、また急に少なすぎたり、猫の目のように変わる行政です。いまでもその頃から変わらず、行き当たりばったりの行政は続いているのではないかと思います。私は会計士補の3年目から主査として監査の現場にいました。その後10年間証取法と商法の監査を経験させていただきましたが、転機は株式公開ブームでやってきました。監査法人の営業ではトーマツが秀でていて、完璧にまけていましたので、上層部も株式公開準備にはかなり力を入れていました。株式公開時にはオーナー経営者の個人

の対策が資本政策として重要になり、その専担部隊を私がやることになりました。国税専門官という経歴もあったのかもしれませんが。

そこで、株式公開のコンサルティング部隊にバック支援部隊として、私も数人の部下を持ち、業務を進めていたのですが、折からのバブルの真っ最中です。銀行は貸し金を打つことばかりに夢中になり、節操を欠いていました。私は何度も銀行との間に立たされましたが、その時のトップの言葉は、おまえの顧客は第一は銀行で、その向こうに案件を抱えている相手がいると思え。この言葉で退職を決意したのです。でも、太田事務所には大変お世話になり、感謝しております。

その時にちょうど大学時代の友人に誘われましたので、友人の会社に転がり込んだような形で税務業務をそのまま続けることができました。会計士5人が中心となって、コンサルティングや税務の専門集団という理想的な形ができたのです。あの頃平成2年には総勢40人にもなるコンサルティング会社ができました。しかし残念なことに、疑心暗鬼という魔物に取り憑かれたように、一人減り二人減りと、サムライ業だからでしょうか。結局は崩壊という憂き目に合い、私も職員を連れて現在の個人事務所を営むようになったのです。

折から、バブル崩壊の時期です。こちらも安定収入を確保するにはたいへんな時期です。折角連れてきた職員も、事務所経営が成り立たなくなれば、余裕がある方から協力していただくしかありません。自分でも一回事務所を潰したことがあるというのは、この時のことで、あまり言いたくありませんが、本当に厳しい時期でした。経営というのは厳しいことや人とのつながりもたいへん辛いことを学ばせていただいたのはこの時期です。

税務という職場には1年くらいしかおりませんでしたが、桜友会では会員として諸先輩は扱っていただいております。そのご縁で十数年前に、東京税理士会の理事に立候補させていただきました。日本橋支部とのご縁もその時からのご縁になります。5年間の理事の後に日本橋税政連の監事、そして日本橋支部の副支部長を2期努めさせていただきました。

今年は桜友会から税理士25周年のお祝いもいただきました。もう25年になるのです。やっとの思いで生きてきた税理士人生ですが、もうちょっと

だけ続けたいなりません。始めた頃は55歳で辞めようと思っていましたが、あと1年しかありません。これでは辞められないので、老後資金が貯まるまで、もう少し皆さんと同業を続けることにな

りそうです。会計ビックバン、税法ビックバンのようなこの頃ですが、なんとかあと数年頑張ってみますので、これからも日本橋支部でお付き合いの程よろしく願い申し上げます。

随 筆



ホームページを 作って思うこと

谷 本 宏 朗

今年の5月に新会社法が施行になった。ご承知の通り大改正であり、有限会社も株券もなくなる。それと機を一にして電子申告が要請されている。われわれの周りにはまさに革命的な改正の山である。これだけの変革があればクライアントにその解説をする必要もあるし、自分なりの意見を述べるチャンスもあろう。それに便乗して以前から関心のあったホームページを作ることにした。

構想は3本柱。ひとつは仕事。①税理士業、②会計業務が主の中央サービス、③税法改正などのトピックスを扱う。第2は私のライフワークであるモンテイセリ、モンテイセリについては私こそ世界一の研究者との自負があるので、それを何とか一人でも多くの人に知ってもらいたいとの願いがある。①私の著書、②モンテイセリのこと、③モンテイセリに関して私の行ったこと。の3項目を考えている。今年の初めに私の著書がヤフーのオークションで評判がよかったのも、またグーグルやヤフーが私を取り上げたのも私がホームページを作る気持ちになった動機といえよう。

もうひとつは趣味と生活である。このページが私の本命といえよう。目下毎日このページに取りくんでいる。私は血液型がB型なので始めると夢中になる。寝食を忘れてのめりこむ。テーマは随筆、書評、映画評、絵画、囲碁、アウトドア日記、健康と生き方など数多い。今まで囲碁をコンピューターでやる以外はそれほど長い時間コンピューターと取り組んでいなかったが、一人でホームページを作るとなるとそうは行かない。大体コンピューターは私の思うようには動いてくれない。不

思議に同じことをしているのに同じように動かない。機械なのにどうしてかわからない。何時間も格闘して最後にあきらめて、数時間仮眠をとって再度トライするとケロッとしてスムーズに動く。狐にだまされたようだが機械も休養が必要なのだと納得する。「継続は力なり」と「忍」の二つの私の座右の銘がやはり大切だとしみじみ思う。

原稿作りはまあまあだ。ところがプレビューを見ると作った原稿と違う。苦勞してプレビューがまあまあになる。それを外部の人が見られるようにサーバーに乗せてみると、また配置がまったく崩れている。その修正に時間がかかる。もうひとつ悲しいことは自分がトンネルの中にいるようでゲストがぜんぜんわからないことだ。カウントは3ヶ月で1500を超えた。自分が毎日いじっているのに半分近くは自分かと思うが、見てくれた人の反応がほとんどない。親しい同年輩の税理士さんに「見てくれましたか」と恐る恐る聞いたところ、「僕は会計以外コンピューターはやりません」との返事だった。でも何回か見てくれるリピーターもいるに違いない。その人たちから何の連絡もないのがさびしい。

映画評を作ったので映画もよく見るし、評を書くとなると見方も真剣になる。アルツハイマーを扱った（明日の記憶）やTKCの飯塚先生を扱った（不撓不屈）、それに、（パルトの楽園）など。今までも映画はよく見ているがホームページに推薦を載せるということでこんなに違うかと思う。書評についても同様。1冊の本を2回も3回も読む。何回も読むのは決して無駄ではない。作家の真意がよくわかってくる。随筆には日本橋支部の広報に掲載していただいたものをいくつか掲載させていた

私は現在の日本に非常な怒りと不安を持っている。アメリカの個人主義（利己主義）がこんなに早く日本中にしみこんだことは本当に悲しい。昔

のことを言うと老人扱いされるのだろうが、昔はすべての親がすべての子供の教育者だった。今は本当の親も先生も満足な教育が出来ない。電車の中で、座席を靴で汚している子供がいたので注意をしたら、その母親に文句を言われた。いったい日本はどうなるのか。どうせ私はもうそんなに長くは生きない、ではすまないでしょう。きけわだつみのこえ。多くの先輩が国を思って死んでいった、生き残った人は何をすべきか。

夢は大きすぎるかもしれないが私のホームページが同年輩の人々に多少なりとも希望と勇気を与えるものであってほしいと思う。どうか私のホームページを見ていただきたい。そしてさらにいろいろと参加していただきたい。一緒に世の中のことを議論する場（ブログ）が出来れば嬉しい。私のホームページは<http://www.geocities.jp/tani356/>です。

税理士補佐人講座における 模擬法廷体験雑記

安田京子

福本先生から、「私のあしあと」について書いて欲しいという依頼をいただきましたが、私には書けるような足跡はなく、また、「趣味など何でも良いから」ということでしたが、大した趣味もないので、税理士補佐人講座での模擬法廷の反省の意味をこめて書いてみようと思います。

模擬法廷での私の役割は、被告国側の指定代理人として、原告納税者側証人（原告の配偶者）の反対尋問です。まずは、私が問題とする模擬法廷でのやりとりの場面の一部を抜粋にて再現してみます。

〔原告証人の主尋問〕 14時55分開始

裁判官 陳述書は証人尋問を簡単にすませるためのものです。

それでは、陳述書の署名捺印の確認からはいって下さい。

補佐人税理士 陳述書は本人の署名捺印で間違いないですか。

証人 はい。

補佐人税理士 陳述書は、証人自身が手書きで書いたものをワープロで書き直したものに間違いないですか。

証人 はい、間違いないです。

〔原告証人の反対尋問〕 15時25分開始

指定代理人 原告の準備書面は証人の陳述に基づいて作成されたのですか。

証人 はい。

指定代理人 間違いありませんか。

証人 はい。

（私の尋問の狙いは、税務調査当日の朝に請求書控を用意していた場所について、準備書面に書いている場所と証人の陳述書に書いている場所が相違していたので、この相違することについて証人に合理的説明を求め、どちらが本当なのかを尋問し、証人の記憶の曖昧さを指摘して裁判官に印象づけることで、調査に違法があったと主張する原告の証言の信用性を問い、裁判官に調査手続きに違法性があったとまでは認められないという心証に導く、ということにあります。）

指定代理人 （証人に請求書控の用意していた場所が違うことを指摘して後）、証人の陳述と、準備書面の記載に矛盾があります。請求書を用意していた場所が違っているのですよ。この不合理について合理的に説明してください。

補佐人税理士 「異議あり」の声。「……（省略）」。（原告側はこの相違に気づいていなかったらしく、かなりの動揺が窺える。）

指定代理人 証人は質問したことにお答えください。

証人 弁護士さんが書いたのでわかりません。

指定代理人 さきほど、証人は、陳述書はご自分で書かれたことを証言しましたね。

証人 言っていないです。

補佐人税理士 「異議あり」の声。「……（省略）」。

指定代理人 間違いなく証言しています。

補佐人税理士 「異議あり」の声。そして、縷々述べるが省略。

（この補佐人の言は無視すれば良かったのですが、私は、証人が陳述書を「自分で書いた」ことを主尋問において証言したことの事実を認めさせようとして、補佐人と指定代理人との間で、丁々

発止の応酬になってしまいました。しかし、模擬法廷にあたって、被告側証人尋問と原告側証人尋問の持ち時間が主尋問と反対尋問が30分ずつの目安でそれぞれ1時間以内という時間的制約があったにもかかわらず、被告側証人の反対尋問が持ち時間30分を大幅に超過して1時間11分も費やした為に、後からの原告側証人尋問の私たちは、時間厳守を厳しく言い渡されていたので、ここで躓いて無駄な時間を費やしては他の尋問に迷惑をかけるかと判断し、質問を変えることにしました。)

(中略)

指定代理人 賃貸料の収入は一度も申告していなかったのですか。

証 人 (躊躇している様子で、明確な発言を得られなかった。)

指定代理人 申告していないことは事実ですか。

(この質問は、証人が携わった原告の確定申告において数年前から申告漏れをしていたという事実を裁判官に印象づけることが狙いです。)

(中略)

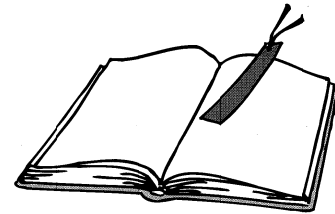
裁 判 官 原告は申告をしていなかったのですか。

証 人 はい。

裁判官がこの一言を証人に聞いてくれた事は、私としては溜飲の下がる思いでした。先の質問の際に補佐人と丁々発止となった場面において、私は、事実を認めないで平気で嘘をいう原告証人(このあと、偽証を懼れてか「言っていない」とは言わなくなった。)及びその補佐人(思うに、戦術的行為だったのであろう。)に対して、憤りの気持ちでいっぱいでした。証人に「言っていない」という言葉を言わせた段階で、私の反対尋問の役割は果たせていたのかもしれませんが。私は、証言が矛盾していることについて、また、原告が収入の申告漏れをしていたことについて、証人に、「イエス」か「ノー」の証言を引き出すだけで良かったのです。おそらく、補佐人が、「異議あり」を連呼するのみの姿を、裁判官の目の前に引き出しただけでも十分だったのでしょう。裁判官の自由心証主義ということを忘れていました。巷間、裁判は真実はともかくとして「勝てばよい」と言われます。裁判官の純白な心のキャンパスに上手な絵を描けた方が勝ちなのでしょう。傍聴席の方々からは「面白かった」と言われます。しかしながら、

冷静沈着であるべき法廷において、冷静さを失ったが故に私の思う通りの絵は描くことができなかった、と反省している次第です。お蔭様で、模擬法廷とはいえ貴重な体験を勉強をさせていただいたと思います。

最後に、日本橋支部広報の貴重な紙面をこんな私の失敗談で頁の一部を埋めるのも恐縮なのですが、日頃の感謝の気持ちをこめて書かせていただきました。有難うございます。



アウトプット (成果物)

雨宮 雅 夫

税理士は、インプットばかりでアウトプットが下手だよね、と言われてしまいました。しっかり勉強はしているのだけれど、その成果物としての表し方が今イチだということです。

税理士は知識や意見を表明する機会の多い職種ではあります。しかし日頃アウトプットという意識をあまり持っていないと感じさせられた一方で、無意識にアウトプット内容をコントロールしていると思うに至った一言でした。

税務相談において、関与して久しいお客様や、紹介を受けたお客様、飛び込みのお客様、あるいは街頭無料相談など、様々な方とまみえるものです。相談業務はもともと個別性の強いものですが、例え同じ事案であっても、相手との関係や後でフォローできるかどうかなど置かれている状況に応じて自ずとアウトプットの内容を違えているものですから、無頓着ではないと言い切れるでしょう。

アウトプットをメディアとの関係で見ると、また別の発見があります。

週刊誌の記者からインタビュー、解説を求められることがあります。この種の税制に詳しい〇〇税理士は「...」と言っていたと載るあれです。「...」

の内容は概ね間違いはありませんが、その発言の前後の内容に関係なく発言が取り込まれるので恐いものです。しかも記事の事前査閲ができないのですから、連載企画であっても1回で願ひ下げです。

TVの取材協力というのにも遭遇しました。2時間のお茶の間のニュースを中心とした番組の1コマというものです。15分枠の税金特集というのに9時間をかけての収録になりました。かなり綿密な台本を作っていたのに、ほとんどがアドリブでの進行です。正確な情報というより「気を引く」発言を引き出そうというのでしょうか、引きつりそうになる顔を笑顔で必死にカバーしました。

その点もっとも安心できるのが書籍です。時間は急かされても編集者とじっくり校正もできます。それでも一般読者向けとなるといかにやさしく簡潔に記すかに主眼が置かれ、正確性、厳密性をどこまで確保できるか、とても悩ましい問題があるのです。

アウトプットの方法と狙いは多種多様。インプットを活かすも殺すもアウトプット、もう一度噛みしめてみます。

精 神 力

井 澤 浩 明

今年の夏の高校野球は、大いに盛り上がった。

決勝戦での早稲田実業高校の斎藤投手と駒大苫小牧高校の田中投手の投げ合い。2試合にわたる激戦は、私の母校が優勝したこともあって、感激もひとしおだった。

決勝戦を見てまず感じたことは、両投手の精神力の強さである。長時間試合をしていると、集中力を持続していくことが難しくなる。まして、夏の炎天下で連投となれば、疲労が蓄積していき、プレーをしていくなかで弱気になったり、集中力が切れたりする。そこに、自分達や周囲の期待とそのプレッシャーが加わる。決勝戦の2試合目は乱打戦になるかもしれないと思っていた。しかし、両投手は強気な投球を続けて相手の攻撃を抑え、見事に最後まで投げきったのである。自分が同じような立場に立ったとき、どのように感じ、どのように振舞えるだろうか。両投手の精神力は、きっと想像のできない強さなのだろう。自分は、強

い精神力をもって仕事をしているのだろうか。今年の高校野球は、精神力というものを改めて認識するきっかけとなった。

仕事をしていくなかで、妥協してはならない場面が必ずある。我々の仕事に関しては、限られた時間内での税務申告書の作成、課題や質問に対する調査。時間が足りなかったために、税務申告を間違えてしまった、課題に気付かなかった、十分な調査が出来なかったということは、職業的専門家として恥ずかしいことである。もうひと踏ん張り検証、確認、調査をしてみようとする姿勢は、職業的専門家としてのモラルの高さに加えて、精神力が強くないと疎かになってしまう。

クライアントとの意見の食い違い、クライアントからのクレームに対しても同じことが言える。クライアントの立場と職業的専門家の立場は異なるので、何度も説明したとしても我々の主張をクライアントが理解してくれないことがある。自分がクライアントの監査役や会計参与を務める場合であれば、監査役監査報告や会計参与報告があるので、意見が食い違うことも多くなってくる。このようなとき、クライアントに嫌われる、あるいはクライアントを失ってしまうかもしれないと思い、妥協してしまうこともあるだろう。しかし、我々はクライアントの理解を得られるまで粘り強く話し合いを続け、ときには長期的な視点に立って課題を解決していかなければならない。クライアントとの意見の食い違いを解決することは、精神的にタフでなければできないことである。

クライアントからのクレームが発生したときは、そのことを真摯に受け入れ、同じような失敗を犯さないように努力しなければならない。失敗に対する悔しさや辛さは誰にでもあると思うが、それを精神的な強さで乗りきらなければならない。

今年の高校野球は、野球のすばらしさだけではなく、精神力の強さについて改めて教えてくれたように思う。今後、職業的専門家として強い精神力をもって行動していきたい。



電子申告は変化する時代の要請か

村上 康夫

昭和58年3月税理士登録、10年間勤めさせて頂いた世田谷区玉川の秋山七郎先生の事務所を60年9月退職、鹿児島から上京して学生時代を過ごした中野区で独立開業、平成14年2月新宿御苑に移転、平成16年8月現在の日本橋2丁目に移転してきました。幸い貸主が気持ちの優しい方だし思ったより交通の利便性がよいのと食事の美味しいお店が多いので最高の場所だと感謝しています。

今年の確定申告無料相談で佐々木則司先生と名刺交換したら、その後7月頃に電話で8月末まで支部会報に随筆寄稿を依頼されたのだが一瞬考えました。と言うのは文章を書くのとしゃべるのは大の苦手、中野支部では若手だと思っていたし、まだまだ先輩の先生が多かったので依頼されても断っていた（いやそもそも依頼がなかったか）。これをのがすと一生随筆なるものを書くチャンスは来ないかもしれない。

望まれるうちが華よと受けてしまいました。8月まで一向に書けないまま9月になりました。しかし9月2、3日は前からの約束で蓼科宿泊ゴルフ。4日は午後から夜までセミナー。本日5日は居留守を使ってパソコンの前。まず広辞苑で随筆の意味を調べて見たら「見聞・経験・感想などを気の向くままに記した文章。漫筆・エッセー」なるもの。

それではまず日本橋支部の先生で現在一緒に勉強させていただいている方とは考えて見たら 会計参与支援センター（代表 右山昌一郎先生、事務局長 櫻庭周平先生）では梅田文江先生。ビジネス会計人クラブでは小池正明先生。TKCでは佐藤利男先生、高橋勝彦先生、米永功先生。資産税対策集団プロネットでは赤坂光則先生にお世話になっていました。

今年は会社法の改正、世界で始めてと言われる会計参与、中小企業会計指針、法人税法34条役員給与の損金不算入、35条の特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入、物納及び延納の改正点などとセミナーに参加することが多い年だが、日本橋支部の安田信彦先生の「ITの積極的活用とペー

パーレスの実践セミナー」に参加し安田先生の事務所のIT化による効率化と時間短縮に感心した。そのセミナーの最後に電子申告は、税理士の職域防衛、会計事務所の合理化の促進、税理士による電子申告が進まない場合は税理士の無償独占に影響がある、また時代対応として実践すべきですとの話を聞き改めて電子申告の重要性を再認識。

調べてみたら電子立国宣言を打ち出している政府のIT戦力本部がオンライン利用率50%超を目標に掲げIT化の促進を強く打ち出している。税の世界におけるオンライン化という流れの中で考えれば電子申告がその柱になり、税理士がその役割を担うことも間違いない。また利用促進のための行動計画が公表され政府は、2010年までに電子申告の利用率50%以上を目標として普及推進の為の効率化、インセンティブ措置を検討し税理士本人の開始届けも本年3月まで30%近くに上がっているとのこと。

振返って我が事務所は平成16年から電子申告で法人数社と16年、17年と事務所の確定申告は電子申告で実践したがその後は続かない状態。メリットは所得税の還付金が早いことぐらいと思っていた。所長がその程度の認識だから事務所全体の電子申告の状況は今一歩進捗度が悪い。時代の要請は常に変化しているのに目の前の仕事に忙殺され大きな変化に気づかない私がいまいた。

電子申告を阻む壁は住基カードの壁、パスワードの壁とあるが、私の心と事務所が壁になっていることに気づきました。



各部だより

[総務部]

平成18年6月 支部幹事会報告

議長：池上副支部長

I. 開催要領

1. 日時 平成18年6月15日（木）
☆執行部会 10:30～11:00
☆幹事会 11:00～12:30
2. 場所 明治座センターホール
3. 審議事項前に「アイエヌジー生命」より、東税協の保険商品について。また「あんしん財団」より、共済制度の加入促進についての説明が行われた。

II. 審議事項

1. 定期総会白紙委任状における代理人及び議案に対する賛否の件
大矢総務部長より、383通の支部長代理人による賛成で承認。
2. 定期総会席上における来賓挨拶の件
大矢総務部長より、下記4名の挨拶で承認。
東京税理士会 副会長 岩波 一
東京税理士政治連盟 副会長 白井 敏博
日本橋税務署 署長 渡邊 光治
中央都税事務所 所長 櫻庭 誠
3. 定期総会、懇親会の分担再度確認の件
大矢総務部長より、(別紙) 5号議案の担当者を若狭経理部長より浅野副支部長に変更して承認。
4. 会員事務所職員の表彰に関する件
大矢総務部長より、下記1名の表彰の報告があり承認。
杉山 寛 (深澤 博 税理士事務所)
5. 事務局夏期休暇日程に関する件 (8/11、14、15)
大矢総務部長より、上記日程の夏季休暇の報告があり承認。
6. その他
① 大矢総務部長より、7月5日の第一ブロック50周年記念ゴルフに下記16名参加の報告があり承認。
河原支部長、中島副支部長、浅野副支部長、岡田研修部長、福本広報部長、栗原厚

生部長、浅見理事、坂下幹事、加藤幹事、本多幹事、岡本幹事、井上幹事、小早志幹事、増田顧問、神作顧問、岡本相談役、

② 大矢総務部長より、準会員1名退会の報告があり承認。

③ 大矢総務部長より、「暮らしと事業のよろず相談会」に高橋幹事を推薦することで承認。

III. 報告事項

1. 東京税理士協同組合総代会 (5/26) の件
中島副支部長より、若狭経理部長と出席した旨の報告。
2. 署との定例連絡会 (6/8) の件
河原支部長より、出席した旨の報告。
3. その他
① 大矢総務部長より、6月22日の京橋支部総会に8名参加予定との報告。
② 河原支部長より、納税者支援センターPRポスター募集についての報告。
③ 栗原厚生部長より、役員旅行の出発時間の変更及び車中幹事会 (7月) についての報告。

IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、本日の坂田先生の研修会、7月11日の宮川理事の研修会、10月4日の小池先生の研修会についての報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、広報109号6月中発送予定についての報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、野球部秋季大会日程についての報告。
- ⑤ 組織部 田村組織部長より、支部規則改正の承認についての報告。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、本日の総会についての報告。
- ⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、3月22日の証票点検についての報告。
- ⑧ 渉外対策部 浅井渉外対策部長より、相談員派遣についての報告。

V. 理事会報告

浅見理事より、平成18年6月1日開催の第3回支部長会・理事会議題についての報告。

協議・承認事項 1件
報告事項 6件

で無事終了の報告。

VI. 委員会報告

- ① 法対策委員会 特になし
② 情報システム委員会 特になし

平成18年7月 支部幹事会報告

議長：中島副支部長

I. 開催要領

1. 日時 平成18年7月17日（月）
☆執行部会
☆幹事会
2. 場所 伊豆稲取温泉行きバス車中

II. 審議事項

1. 役員選挙管理委員会委員の推薦について
河原支部長より、坂元相談役、板橋相談役を推薦することで承認。
2. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集方法について
開催日時予定
日本橋税務署 平成18年10月20日（金）
対象は日本橋支部会員全員
中央都税事務所 平成18年11月6日（月）
対象（当番支部：京橋）
大矢総務部長より、日本橋税務署との定例連絡協議会と常会及び研修会を同時に行う事、日程については河原支部長と大矢総務部長で決める事で承認。
3. 八団体合同意見交換会（7/28）の件
大矢総務部長より、現在28名参加、個人負担額3,000円で承認。
4. 常会・新入会員説明会・忘年会・新年賀詞交歓会の開催に関する件
大矢総務部長より、常会は定例連絡協議会終了後、新入会員説明会は10月5日支部会議室、忘年会は12月11日幹事会終了後支部会議室、新年賀詞交歓会は1月22日明治座で行う事で承認。
5. その他特になし。

III. 報告事項

1. 定期総会、懇親会（6/15）報告の件
大矢総務部長より、定期総会82名参加、委任状459名、懇親会 会員71名、来賓52名参加

2. 日本橋税務懇話会（6/21）報告の件

河原支部長より、税を考える週間の税務相談11月10日、納税表彰式11月15日に決まった事の報告。

3. その他

中島副支部長より、7月14日の税理士雑談室に12名参加で無事終了の報告。

IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
② 研修部 岡田研修部長より、7月、10月の研修会について報告。
③ 広報部 福本広報部長より、広報次号9月発行予定について報告。
④ 厚生部 栗原厚生部長より、第一ブロック記念ゴルフ、野球部、TNGゴルフ、について報告。
⑤ 組織部 特になし。
⑥ 経理部 若狭経理部長より、7月13日賞与支給の報告。
⑦ 綱紀監察部 特になし。
⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長より、法人会等の税務相談会について報告。

V. 理事会報告

木下理事より、平成18年7月14日開催 第4回理事会議題についての報告。

報告事項 7件

VI. 委員会報告

- ① 法対策委員会 池上副支部長より、東京会からの統一課題（消費税）及び任意課題（補助税理士等）に対する意見協力についての報告。
② 情報システム委員会 中島副支部長より、税理士ICカードでの電子申告についての報告。

[研修部]

《研修会報告》

1. 会計参与の実務対応

日時：平成18年6月15日（木）

午後1時15分～2時45分

講師：（財）日本税務研修センター 専務理事

板橋支部会員 坂田 純一氏

会場：明治座センターホール

参加者：78名

2. 会計参与制度への対応

日 時：平成18年7月11日（火）

午後1時30分～4時30分

講 師：日本橋支部会員 宮川 雅夫氏

会 場：日本橋社会教育会館

参加者：64名

《今後の予定》

1. 改正法人税における役員給与規定の実務

日 時：平成18年10月4日（水）

午後1時30分～4時30分

講 師：日本橋支部会員 小池 正明氏

会 場：中央区役所会議室

2. 法人税、源泉所得税、所得税、資産税の改正点

日 時：平成18年10月20日（金）

午後2時00分～5時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋税務署会議室

3. 年末調整

日 時：平成18年11月1日（水）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

4. 確定申告

日 時：平成19年2月6日（火）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

[厚生部]

〈野球部〉

平成18年6月からの活動状況についてご報告いたします。

梅雨が長く雨の日が多かった為、練習試合の中止や第1ブロックリーグ2回戦が延期になっています。

7月6日（木） 第1ブロックリーグ3回戦

	1	2	3	4	5		計
京 橋	7	1	1	0	0		9
日本橋	5	0	3	1	1X		10

先発ピッチャー櫻井選手はボールが高めに浮いてしまい、フォアボールで出したランナーを長打で還されてしまい7失点を喫しましたが、京橋の投手もストライクが入らず、フォアボールと小田選

手の2塁打などで5点を返すことができました。3回はフォアボールで出塁した木下選手を福本選手のレフト前ヒットで還して1点、更に渡辺選手のホームランで2点を取り1点差まで追いつきました。4回には深谷選手が俊足を活かして内野安打と盗塁で3塁に進み、内野ゴロの間にホームインして同点に追いつきました。3回から変わった塩谷投手が京橋打線をしっかり抑えてくれたので、最終回到代打の山科選手がフォアボールで出塁して盗塁で3塁に進み、渡辺選手のサヨナラヒットで逆転勝利することができました。

参加16名

8月3日（木） 第1ブロックリーグ4回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
麻 布	1	0	0	0	0	1	2	4
日本橋	0	0	0	0	0	0	5X	5

フォアボールなどでランナーが出てチャンスは作っても、積極的な走塁がアウトになってしまうプレーが続き、なかなか点を取ることができませんでした。守備ではセンターオーバーの打球を、センター、ショート、セカンド、キャッチャーと見事な返球で本塁アウトにして失点を防ぎ、塩谷投手の気合の投球もあり今春の支部対抗野球大会の準優勝チームと1点を争う接戦になりました。最終回のトップバッター引地選手が粘ってフォアボールで出塁して、小田選手の2塁打、更に山科選手、櫻井選手が続き1点目、大澤選手のセンター前ヒットで2点目、赤根選手のライト前ヒットで2点入って同点に追いつき、3回に2塁打を打っている今井選手のライト前サヨナラヒットで2塁からランナーが還って京橋戦に続き劇的な逆転勝利をすることができました。

参加17名

8月24日（木）

第102回支部対抗野球大会のキャプテン会議が行われ、組合せ抽選で初戦の対戦相手が武蔵府中支部（9月1日午前10時20分試合開始）に決まりました。その後日本橋に戻って山科監督ほか5名で、26、27日の合宿のメニューや大会に向けてのミーティングを行いました。

8月26日（土）、27日（日）、越後湯沢合宿

今年の合宿は大会までの日数が少ないので、バッティング、牽制、バント、中継、サインプレーなど、体力アップよりも例年以上に実戦的な練習を行いました。

参加25名+ゲスト2名

新入部員の加入によってポジション争いが激しくなっていて、接戦や逆転勝利が多くなり、チーム内の雰囲気も大変良くなりました。更に新入部員の加入によりチームを活性化していきたいと思っています。ぜひ興味のある方は支部事務局までご連絡ください。

(キャプテン 井上眞一 記)

＜ゴルフ部＞

ゴルフ部TNG会、今秋のスケジュール

第256回 9月13日 我孫子ゴルフ倶楽部

第257回 10月19日 大利根カントリークラブ

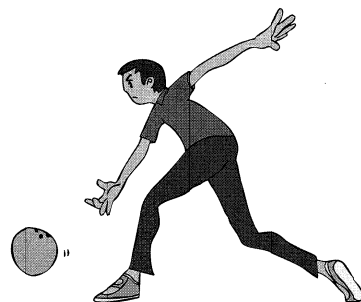
第258回 11月17日 佐倉カントリー倶楽部

以上の日程で開催いたします。10月開催の第257回大会は、現在参加者募集中です。女性会員の先生も3、4人エントリーしていらっしゃいます。初心者の方も大歓迎、気軽にご参加下さい。皆様の参加をお待ちしております。

＜ボウリング部＞

ボウリング部は、今年も11月に大会の開催を予定しています。先生だけでなく事務所職員の方々も参加していただけます。昨年同様、多くの皆様で大会を盛り上げましょう。会場は未定ですが、皆様の参加しやすい会場を探しております。賞品もたくさん用意しております。ご期待下さい。

(厚生部 坂下 記)



T N G 会 成 績

回	順 位	氏 名	ゴルフ場
200	優 勝	徳田 益和	茨城ゴルフ
H6.4	準優勝	三好 一男	
	3 位	黒田 一徳	
201	優 勝	岡本 昭夫	小金井カントリー
H6.7	準優勝	井上 眞一	
	3 位	岩波 一	
202	優 勝	増田 昌弘	小田原カントリー
H6.8	準優勝	林 武文	
	3 位	中島 重敏	
203	優 勝	浅見 達雄	武蔵野ゴルフ
H6.10	準優勝	中村 英克	
	3 位	木下 純一	
204	優 勝	高山 房之	泉カントリー
H6.12	準優勝	井上 保	
	3 位	上野 上	
205	優 勝	佐藤 純一	柏ゴルフ
H7.4	準優勝	石原 一嘉	
	3 位	村上 俊矩	
206	優 勝	安田 京子	総武カントリー
H7.7	準優勝	石原 一嘉	
	3 位	中村 球郎	

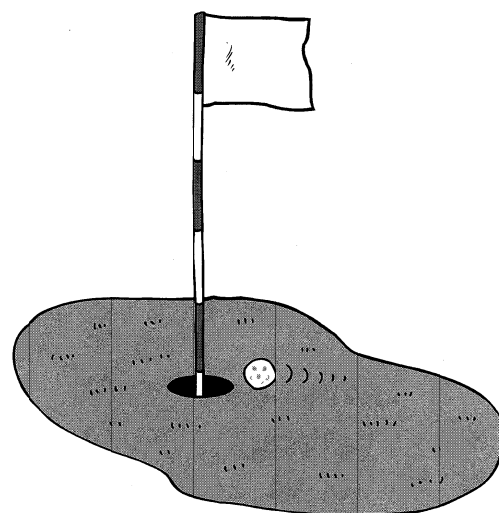
回	順 位	氏 名	ゴルフ場
207	優 勝	三枝 智	白河高原カントリー
H7.9	準優勝	登山 正夫	
	3 位	伊藤 文夫	
208	優 勝	安田 京子	柏ゴルフ
H7.10	準優勝	深本 三郎	
	3 位	原 栄一	
209	優 勝	久保田 実	竜ヶ崎カントリー
H7.11	準優勝	吉村以知郎	
	3 位	石川 雅章	
210	優 勝	岡本 昭夫	中山カントリー
H8.4	準優勝	牧野 正満	
	3 位	大西 幸策	
211	優 勝	谷地森 税	柏ゴルフ
H8.6	準優勝	吉村 博一	
	3 位	徳田 益和	
212	優 勝	森 一郎	小田原湯本カントリー
H8.9	準優勝	高山 房之	
	3 位	岡本 昭夫	
213	優 勝	高山 房之	藤ヶ谷カントリー
H8.10	準優勝	佐藤 純一	
	3 位	関口 重雄	

回	順位	氏名	ゴルフ場
214	優勝	上野 上	茨城ゴルフ
H8.11	準優勝	小柳 満明	
	3 位	村上 俊矩	
215	優勝	佐藤 純一	中山カントリー
H9.4	準優勝	牧野 正満	
	3 位	大西 幸策	
216	優勝	渋谷 榮男	柏ゴルフ
H9.6	準優勝	中村 球郎	
	3 位	井上 保	
217	優勝	記録なし	
	準優勝		
	3 位		
218	優勝	横田 實	船橋カントリー
H9.10	準優勝	伊藤 文夫	
	3 位	木下 純一	
219	優勝	池田 明治	柏ゴルフ
H9.11	準優勝	菅原 一泰	
	3 位	高野 常夫	
220	優勝	記録なし	
	準優勝		
	3 位		
221	優勝	浅見 達雄	中山カントリー
H10.6	準優勝	高山 房之	
	3 位	伊藤 文夫	
222	優勝	坂下眞一郎	西那須野CC
H14.10.2	準優勝	土屋 俊康	
	3 位	木下 純一	
223	優勝	木下 純一	柏ゴルフ
H14.10.11	準優勝	徳田 益和	
	3 位	牧内 和裕	
224	優勝	廣田 勝國	茨城CC
H10.12	準優勝	二瓶 正之	
	3 位	佐藤 純一	
225	優勝	佐藤 純一	総武カントリー
H11.4	準優勝	深本 三郎	
	3 位	藤井 清彦	
226	優勝	記録なし	袖ヶ浦カントリー
H11.6	準優勝		
	3 位		

回	順位	氏名	ゴルフ場
227	優勝	廣田 勝國	箱根湖畔ゴルフ
H11.9	準優勝	坂下眞一郎	
	3 位	三枝 智	
228	優勝	福岡 福男	柏ゴルフ
H11.11	準優勝	藤井 清彦	
	3 位	小西 保	
229	優勝	坂元 左	佐倉カントリー
H11.12	準優勝	田中 義國	
	3 位	村上 俊矩	
230	優勝	菅原 一泰	大利根カントリー
H12.4	準優勝	井上 眞一	
	3 位	坂元 左	
231	優勝	小西 保	常陽カントリー
H12.6	準優勝	廣田 勝國	
	3 位	剣持 靖	
232	優勝	記録なし	船橋カントリー
H12.10	準優勝		
	3 位		
233	優勝	森 一郎	柏カントリー
H12.11	準優勝	板橋 則雄	
	3 位	関口 重雄	
234	優勝	徳田 益和	霞ヶ関カントリー
H12.12	準優勝	牧野 正満	
	3 位	高山 房之	
235	優勝	井上 保	我孫子ゴルフ
H13.4	準優勝	小西 保	
	3 位	徳田 益和	
236	優勝	吉川 和郎	柏ゴルフ
H13.6	準優勝	福岡 福男	
	3 位	村上 俊矩	
237	優勝	徳田 益和	白河高原カントリー
H13.9	準優勝	高山 房之	
	3 位	鈴木 毅	
238	優勝	高山 房之	東京ゴルフクラブ
H13.	準優勝	徳田 益和	
	3 位	森 一郎	
239	優勝	佐藤 純一	大利根カントリー
H14.1	準優勝	廣田 勝國	
	3 位	木下 純一	

回	順位	氏名	ゴルフ場
240	優勝	神作 亨	茨城ゴルフ
	準優勝	坂元 左	
	3 位	鳴海 悠祐	
241	優勝	宮島 義忠	小田原湯本カントリー
H14.9	準優勝	鳴海 悠祐	
	3 位	村松 晴文	
242	優勝	渕井 浩	習志野カントリー
H15.4	準優勝	小西 保	
	3 位	高山 房之	
243	優勝	森 一郎	大利根カントリー
H15.9	準優勝		
	3 位		
244	優勝	浅見 達雄	浦和カントリー
H15.10	準優勝	坂下眞一郎	
	3 位		
245	優勝	徳田 益和	茨城カントリー
H15.11	準優勝	岩本 忠司	
	3 位		
246	優勝	村松 晴文	相模カンツリー
H15.12	準優勝	山科 裕紀	
	3 位		
247	優勝	加藤 照雄	我孫子ゴルフ
H16.4	準優勝	徳田 益和	
	3 位	渕井 浩	
248	優勝	坂下眞一郎	筑波カントリー
H16.9	準優勝	徳田 益和	
	3 位	森 一郎	
249	優勝	村松 晴文	龍ヶ崎カントリー
H16.10	準優勝	木下 純一	
	3 位	菅原 一泰	
250	優勝	安藤 克巳	姉ヶ崎カントリー
H16.11	準優勝	吉村 博一	
	3 位	横田 實	
251	優勝	菅原 一泰	千葉カントリー
H17.4	準優勝	赤坂 光則	
	3 位	廣田 勝國	
252	優勝	大澤 昭人	若洲ゴルフ
H17.9	準優勝	本間 静夫	
	3 位	村上 俊矩	

回	順位	氏名	ゴルフ場
253	優勝	赤根 豊	龍ヶ崎カントリー
H17.10	準優勝	高山 房之	
	3 位	徳田 益和	
254	優勝	関口 重雄	浦和カントリー
H17.12	準優勝	岡田 昇	
	3 位	吉村 博一	
255	優勝	徳田 益和	本千葉カントリー
H18.4	準優勝	毛塚 宏	
	3 位	菅原 一泰	
256	優勝	北見 昭八	我孫子ゴルフ倶楽部
	準優勝	浅見 達雄	
	3 位	岡本 八郎	



〈テニス部〉

テニス部では月1回を目標に、練習会を開催しています。最近では7月25日、8月22日にそれぞれ夕方6時から2時間、品川プリンスホテルの裏にあるインドアコートで行いました。毎回、プロコーチの松岡伴育氏による指導のもと、参加者それぞれのレベルに合わせた練習です。もちろん練習の後には美味しいビールが待っています。

只今、部員は20歳代から60歳代まで。テニスは、男女を問わず楽しめるスポーツです。興味のある方は、一度覗いてみてはいかがでしょうか？

毎年、5月・10月・11月に東京税理士会のテニス大会があります。今年は、10月11日（水）に支部対抗戦、11月2日（木）に秋季大会です。

参加ご希望の方は、支部事務局へお問い合わせください。

（テニス部・中島美和）

〈囲碁部〉

本年下期の囲碁定例会も半ばを過ぎました。今後の日程は、次のとおりです。

10月13日（金）秋季支部囲碁大会

11月21日（火）定例会

12月14日（木）プロ棋士指導会

なお、今までご指導いただいていた柴田先生は6月急に亡くられました。今回からは、小林健二先生（小林覚九段の弟さん）が指導にこられますのでよろしく。

〈歌舞音曲部〉

カラオケ発表会のお知らせ

今年もカラオケ発表会の日が近づいてまいりました。プログラムの写しを掲載します。

豪華景品と飲み物・弁当の付いた会員券（3,000円）をお求めの上、声援御参加下さい。

連絡先電話番号（3241）0462

部長 中島 重敏

〈第21回 カラオケ発表会〉

主 催：東京税理士会 日本橋支部

会 場：東税健保会館

日 時：平成18年10月14日（土）午後1時開演

司 会：若狭茂雄・高橋美津子

〈ご挨拶〉

日本橋支部 支部長 河原邦文

〈カラオケ発表会〉

1. 新沼勝三郎 あばれ太鼓 （坂本 冬美）
2. 栗原 勝 長崎の夜はむらさき
（瀬川 瑛子）
3. 大澤 昭人 心凍らせて （高山 巖）
4. 湯ノ上光昭 たずねて小樽 （森 進 一）
5. 濱 洋子 二人でお酒を （梓 みちよ）
6. 田中 啓資 思い出迷子パート2
（チョーヨンピル）
7. 若狭 茂雄 還暦 （北島 三郎）
8. 増田 昌弘 高校三年生 （舟木一 夫）
9. 佐野 典子 道頓堀人情 （天童よしみ）
10. 佐藤 嘉光 船宿 （角川 博）
11. 板橋 則雄 横浜物語 （冠 二郎）

休 憩

〈ご挨拶〉

日本橋支部 厚生部長 栗原 勝

〈ゲスト バンド演奏 WARATSUKI〉

特別出演…

坂元 左（日本橋）……………小ばなし

石田 眞吉（日本橋蛸殻町東部町会会長）

……………一 剣（氷川きよし）

田崎 嘉子（麻 布）

……………越冬つばめ（森 昌子）

岡田光一郎（麹 町）

……………Get Along Together（山根 康弘）

渡辺 衛（麻 布）

……………泣かないで（和田ひろしと
マヒナスターズ）

休 憩

12. 中島 重敏 雪夜酒 （西方 裕之）

13. 高橋美津子 M （浜崎あゆみ）

14. 清水 満昭 夢追い酒 （渥美 二郎）

15. 佐々木則司 愛燦燦 （美空ひばり）

16. 伊藤 文夫 ふるさとの灯台（田端 義夫）

17. 福本 光男 桜 （コブクロ）

18. 藤山 清春 雪舞橋 （山川 豊）

19. 中島 美和 とんぼ （長渕 剛）

20. 河原 邦文 峠 （北島 三郎）

21. 鈴木 毅 片恋しぐれ町（永井 裕子）

休 憩

ゲスト Rio（りお）

福引抽選会

お礼のことば

日本橋支部 カラオケ部長 中島重敏

[組織部]

新入会員を迎えて各支部ブロック内の緊急連絡網の見直しを行うとともに、改訂版の作成作業を行っています。

[綱紀監察部]

○会費滞納者について

東京税理士会より6月20日現在の長期会費滞納者7名の名簿送付があり、現況を調査し報告するようにとの通知がありました。結果2名は直ちに納入、1名は分割納入、1名は近々納入、連絡のとれない者3名(日本橋に事務所がなし)となりました。

以上東京会へ報告致しました。

※ 登録事項(登録区分、事務所等の所在地、氏名、事務所の名称、住所、本籍、資格)に変更が生じた場合は、以下に記してある税理士法の規定により、「遅滞なく変更の登録を申請しなければならない」こととなっております。

※ 税理士法第18条

税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

※ 税理士法第20条

税理士は第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

[税務支援対策部]

日本橋法人会、商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

担当の先生方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
6月 7日 (水)	法人会事務局	後久 亮
6月14日 (水)	〃	佐野 典子
6月21日 (水)	〃	岡田 和教
6月28日 (水)	〃	高山 秀三
7月 5日 (水)	〃	佐野 典子
7月12日 (水)	〃	皆平 弘一

7月19日 (水)	〃	岩川由美子
7月26日 (水)	〃	坂下 弘子
8月 2日 (水)	〃	浅野 雅史
8月23日 (水)	〃	福岡 敏郎
8月30日 (水)	〃	山崎 泰
9月 6日 (水)	〃	後久 亮
9月13日 (水)	〃	遠藤 忠
9月20日 (水)	〃	渡辺 春樹
9月27日 (水)	〃	結城 昌史

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
6月 6日 (火)	中小企業センター	佐藤 嘉光
6月27日 (火)	〃	青木 久直
7月18日 (火)	〃	山崎 泰
8月 8日 (火)	〃	高橋美津子
8月29日 (火)	〃	内田 孝
9月19日 (火)	〃	高山 秀三

《小規模事業者税務相談・記帳指導》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
6月21日 (水)	中央区京橋プラザ	櫻井 利一
7月19日 (水)	〃	猪股 正明

(敬称略)

[法対策委員会]

(1) 平成18年7月6日 本会法対策委員会と支部法対策等との合同会議が税理士会館で開催され、3名が出席した。

(2) 平成18年7月11日 本会より「支部法対等における課題検討について」意見とアンケートの依頼があり、役員の皆様に、7月31日書類を送付し回答をお願いした。

△統一課題……消費税の見直しについて

(イ) 小規模事業者に係る納税義務の免除

(ロ) 税率

(ハ) 仕入れに係る消費税額控除

(ニ) 納税方法について

△任意課題……①補助税理士について

②平成20年度税制改正及び税務行政に関する意見

③その他

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成18年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	貝守 浩	調査三部次長	渡邊 光治	【勇退】
副署長(法)	平賀 優男	[留任]	平賀 優男	[留任]
副署長(個)	高倉 明	税大本校研究部教授	岩村 勉	国税庁長官官房広島派遣主任監察官
副署長(総)	五十嵐 毅	関信局総務部総務課長補佐	宮本 克己	調査一部K3特別調査官
特 官(所)	鈴木 忠良	[留任]	花見 修	査察部渋谷派遣特別査察官
特 官(所)	田丸 誠三	査察部査開発総括主査	鈴木 忠良	[留任]
特 官(法)	大槻 宗雄	麻布特別調査官(法)	佐々木正良	調査三部調27統括官
特 官(法)	関口 一	調査一部B4特別調査官	宮地 雄三	総務部情報3情報処理官
特 官(法)	安部 雅文	千葉東特別調査官(開発)	坂東 茂晴	東京上野特別調査官(法)
特 官(法)	坂本 満	[留任]	室井 薫	調査一部E4特別調査官
特 官(法)			坂本 満	[留任]
特 官(源)	金野 金七	[留任]	金野 金七	[留任]
総務課長	古嶋 敬三	総務部総務総括主査	川邊 正実	立川副署長(個)
管理統括	中川 明文	[留任]	中川 明文	[留任]
特 官(徴)	近埜 啓	[留任]	近埜 啓	[留任]
徴収統括	嶋田 康一	[留任]	嶋田 康一	[留任]
特 官(所)	平田 良嗣	[留任]	平田 良嗣	[留任]
個1統括	古谷野 修	千葉東個人1統括官	小口 二郎	八王子特別国税調査官(所)
個2統括	日野 文夫	[留任]	日野 文夫	[留任]
個3料統括	小池 健治	横浜南個人1統括官	渡邊 輝次	東村山特別国税調査官(所)
資産統括	砂野 誠至	市川評価専門官	斉藤 彰	東京不服審判所
特 官(法)	田中 稔	調査四部調査49総括主査	山本 章弘	【勇退】
特 官(法)	林 吉幸	[留任]	林 吉幸	[留任]
特 官(法)	須藤 正孝	神田法人1統括官		
特 官(源)	曾我 政弘	足立特別調査官(法人)	星野カツ子	【平成18年3月退職】
特官連調官	橋本 利行	[留任]	橋本 利行	[留任]
法1統括	岡田 金一	[留任]	岡田 金一	[留任]
法連調官	齋藤 久	渋谷法人9上席	片野 政雄	横浜中審理専門官(法)
法2統括	吉田 郷	総務部会計総務係長	青野 貞子	船橋法人2統括官
法3統括	名和 通	[留任]	名和 通	[留任]
法4統括	児島 俊明	[留任]	児島 俊明	[留任]
法5統括	青柳 政雄	浅草法人4統括官	佐山 伸	小石川法人1統括官
法6統括	對馬 勝男	[留任]	對馬 勝男	[留任]
法7統括	金子 和年	調査四部調査48主査	賀川 康広	【平成18年3月退職】
法8統括	森岡 秀夫	[留任]	森岡 秀夫	[留任]
法9統括	天野 英夫	[留任]	天野 英夫	[留任]
法10統括	釧崎 典美	成田法人2統括官	柿澤 功一	麹町法人11統括官
法11統括	宇佐田一雄	[留任]	宇佐田一雄	[留任]
法12統括	藤原 守	課税一部統括実官主査	鈴木 清夫	板橋法人4統括官
国專官法	佐々木雅敏	京橋国際税務専門官(法)	菊池 誠	京橋国際税務専門官(法)
国專官源	岩浪 明	[留任]	岩浪 明	[留任]
情報技術官			三谷 敏幸	東京上野情報技術専門官(法)
審專官法	高橋 健	[留任]	高橋 健	[留任]
審專官源	藤森 幸男	麹町国際税務専門官(源)	大本 彰	豊島法人4統括官
課長補佐	日向 浩一	[留任]	日向 浩一	[留任]
総務係長	三方 信幸	荒川法人3調査官	齊藤 毅	横浜中総務係長
会計係長	大工原ゆき	[留任]	大工原ゆき	[留任]

中央都税事務所からのお知らせ

◎ 10月は不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油に重油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものです。不正軽油は軽油引取税の悪質な脱税行為であり、大気汚染を加速させるなど環境破壊の原因にもなっています。

東京都では、不正軽油の調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がございましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

◆24時間受付（フリーダイヤル）

不正軽油110番

ふせいなくそう
0120-231-793



FAX 03-5388-1309

Eメール S0000707@section.metro.tokyo.jp

東京都主税局課税部軽油特別調査室

(03-5388-2958)

東京都主税局ホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

なお、強化月間キャンペーンの一環として、デザイン系専門学校生などによるポスター展を開催します。ぜひ、お立ち寄りください。

展 示 場 所	期 間
都庁第一本庁舎南側展望室	10月 5日～11日
都政ギャラリー（都議会議事堂1階）	10月20日～31日

*いずれも、入場無料

【問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係

電 話 03 (5388) 2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電 話 03 (3553) 2151

◎ にせ都税職員にご注意を

都税職員を装い、住所・氏名・電話番号・勤務先等の個人情報を聞き出そうとするなどの悪質な事例が発生しています。

不審に感じたら、即答せずに、相手の名前・所属の都税事務所名等を確認のうえ、当該都税事務所までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

中央都税事務所総務課相談広報担当

電 話 03 (3553) 2151

または

主税局総務部総務課相談広報係

電 話 03 (5388) 2924

各都税事務所の相談広報担当

ここが旨い

「ペティスコ」

人形町交差点を水天宮方面に向かって、40m程いったところにある持ち帰りパンのお店です。

こぢんまりとしたお店ながら、常時70種類以上の調理パンや菓子パン、サンドウィッチがところ狭しと並べられていて、選ぶのにまよってしまいます。

サンドウィッチ類は250円前後のものが多く、その他のパンは100円前後。おすすめは、海苔が効いている和風サンドです。

住所：中央区人形町2-6-1 電話 03-3866-5830
(鈴木 毅提供)

「都寿司」

店内に入ると、「いらっしゃい」と威勢のよい掛け声に出迎えられる。

この店のご主人は、第107号で福本先生が紹介されていた、蛸殻町「都寿司」で修行し独立された方で、その明るい人柄といつ行っても美味しいまぐろ丼、二重ちらしを目当てに、昼時は大変な混雑ぶりです。

夜も、おすすめにぎりなどを落ち着いた雰囲気の中楽しむことができます。

ランチ	まぐろ丼	900円
	二重ちらし	950円
夜おすすめ	にぎり	5,000円
	おまかせコース	7,500円

住所：中央区東日本橋3-1-3 電話 03-3669-3855
(鈴木 毅提供)

支部会員異動のお知らせ

平成18年 6 月 1 日～
平成18年 8 月30日

〈入会〉

6月27日 大石 恒雄	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-3 ブルーハイツ茅場町404 電話 5641-0575	7月15日 高比良 蒼生	〒103-0013 日本橋人形町2-20-14 堅田ビル301号 電話 5641-2977
6月27日 坂村 武春	〒103-0007 日本橋浜町2-5-3 浜町藪ビル6階 電話 080-5542-5574	8月11日 手塚真佐子	〒103-0027 日本橋2-16-3 加藤ビル3F 細井知雄税理士事務所 電話 3271-6053
6月27日 篠原 典子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	8月17日 吉田 清治	〒103-0027 日本橋3-6-10 くりはらビル6階 電話 6214-3335
6月27日 中野 正人	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル202 電話 3660-8590	8月24日 秋元 猛	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-4 堀留寿ビル3階301号室 電話 5641-1341
		8月24日 伊藤 哲男	〒103-0016 日本橋小網町2-1 806号室 電話 5641-2554



ちょっとひとこと

「銀座銀座と日本橋」

なぜ、銀座という地名が各地にあって、金座が見当たらないのだろう。そんな単純な疑問から、銀座銀座の歴史についてひも解いてみると、現在の銀座地区だけでなく、どちらも日本橋周辺が大きく関わっていることがわかった。

銀座銀座ともに、金貨銀貨の鑄造所を中心にした座であり、西欧で言うギルドに似たようなものであるといわれている。両者とも特権を与えられた町人が運営をしていたが、銀座の方が銀座に比べかなり厳しい幕府の管理統制を受けていたらしい。

銀座は、慶長元年（1596年）江戸本町一丁目（現在の日本橋本石町二丁目の日本銀行本店所在地）で小判鑄造が開始されたのに端を発している。この銀座周辺を両替町と称し、元禄11年（1698年）以降銀座を江戸、京都、佐渡の三カ

所に置く体制が確立されている。

他方、銀座は銀貨鑄造所が慶長17年（1612年）に駿府から移転して江戸に置かれたのを始めとして、京都、大阪、長崎に設置されている。当初の銀座役所は現在の銀座二丁目あたりにあり、その周辺を新両替町とした。その後、銀座役所は、座の運営に携わった御用商人と幕府との対立から日本橋蛸殻町に移されたが、その跡地一帯は払い下げられ町家となり、引き続き新両替町、俗称銀座と呼ばれるようになったのである。

銀座銀座ともに明治2年（1869年）に廃止されたが、同年新両替町が改名され銀座一丁目～四丁目が正式な地名とされている。また、明治5年の大火を契機として、煉瓦街の建設が進み、銀座は日本を代表する商店街に発展したところから、日本の各地に東京の銀座に倣って数多くの銀座が生まれたのであって、昔から方々の都市にあったわけではない。

原 幸

8月24日 釜塚 慶秀 〒103-0002
日本橋馬喰町2-4-6
アネックス日本橋ビル201号
電話 5641-7311

8月24日 桑原 盛一 〒103-0001
日本橋小伝馬町16-5
新日本橋長岡ビル10階C
電話 3249-7151

8月24日 小池 政幸 〒103-0013
日本橋人形町2-6-1
柴川ビル
電話 3249-5858

8月24日 澁谷 三男 〒103-0012
日本橋堀留2-3-4
堀留寿ビル301号室
電話 5641-1351

8月24日 瀬川 福美 〒103-0006
日本橋富沢町10-10
日本橋インテリジェントフラッツ5階
電話 3249-0178

8月24日 千葉 雄二 〒103-0024
日本橋小舟町4-5
SK小舟町ビル4階
電話 3660-6610

8月24日 土屋 胖穂 〒103-0007
日本橋浜町1-5-2
浜町エビスビル2階
電話 5243-3150

8月24日 永江 憲一 〒103-0001
日本橋小伝馬町7-13
ストリアビル3階
電話 3808-0430

8月24日 原口 義弘 〒103-0002
日本橋馬喰町2-5-11
北星ビル2階
電話 3666-0600

8月24日 半田 美幸 〒103-0026
日本橋兜町1-10
日証館ビル5階
電話 3664-8053

8月24日 山口 善久 〒103-0015
日本橋箱崎町29-1
日本橋アビタシオン302号
電話 3667-7321

8月24日 余西 吉巳 〒103-0001
日本橋小伝馬町7-13
ストリアビル3階
電話 3249-1108

〈転入〉

6月13日 佐藤 正樹 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

6月23日 今井 裕美 〒103-0022
日本橋室町2-3-16
三井六号館5階
清新税理士法人
電話 3271-5247

6月23日 安田 幸一 〒103-0027
日本橋3-5-12
ニュー八重洲ビル5階
電話 3516-1588

6月23日 荅秀 明 〒103-0028
八重洲1-7-20
八重洲口会館6階
税理士法人東京総合会計
電話 5299-6181

税理士雑談室報告

会員の皆様は、毎月の支部行事予定をご覧になって、ご承知のことでしょうが、河原支部長のご提案により、7月から「税理士雑談室」を設けることとなりました。

第1回目は7月14日(金)午後5時30分から支部談話室で行われ、支部長をはじめ12名の会員が出席され、直接業務には関係ないが普段疑問に思っていること、こんなことしたら税理士法違反?とか、税法解釈の微妙な点等々の話題で、大変有意義なものになりました。

8月はお休みしましたが、原則毎月第2金曜日の午後6時、支部事務局談話室での開催です。あなたも「税理士雑談室」に参加してみませんか?

副支部長・中島美和

7月21日 富田 博之 〒103-0022
日本橋室町1-9-10
三忠ビル5階
電話 3243-2781

7月21日 矢島 学 同上
電話 3243-8747

8月23日 田村 信勝 〒103-0028
八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

8月23日 吉田 邦彦 〒103-0025
茅場町2-17-5
茅場町リバーサイドビル203
電話 5640-8982

〈事務所変更〉

畑山 俊久 〒103-0023
日本橋本町4-10-7
トミヤマビル

佐藤 精 〒103-0001
日本橋小伝馬町13-12
グリーンパーク日本橋
人形町通り404号

秋野 善博 〒103-0027
日本橋3-1-2
NTA日本橋ビル8階

坂下光之助 〒103-0007
日本橋浜町3-3-1-1002号

坂下眞一郎 同上

中川 一彦 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-22-1
デュークスカーラ1008
電話 3249-2789

猪股 正明 〒103-0023
日本橋本町3-10-3
丸宗ビル3階
電話 6657-9811

豊田 清 〒103-0003
日本橋横山町9-14
ニューシティーAP東日本橋402

池田 明治 〒103-0004
東日本橋3-8-1
東日本橋コーポラス505

赤根 豊 〒103-0027
日本橋2-16-13 7階

谷 夫久江 〒103-0027
日本橋2-15-8
紅葉川ビル
電話3281-8943

〈転出〉

北島 亜紀 麻布支部へ

鈴木 康功 “

堀川 聖 神田支部へ

石崎 宏 本郷支部へ

篠原 典子 麻布支部へ

林田 浩志 品川支部へ

藤澤 尚範 麻布支部へ

小島 末雄 神田支部へ

矢口 博子 板橋支部へ

嶋本 欣也 世田谷支部へ

草深 文理 杉並支部へ

有馬 寛之 神田支部へ

伊藤 聡 神田支部へ

▶▶▶ お 願 い

来年1月発行の「年男、年女」について、会員の方々の生年月日の確認のため、事務局に備えられている書類を利用させていただくことになると思います。つきましては個人情報保護の観点から、会員の皆様のご了承をいただきたくお願い致します。この件につき不可とされる方は10月31日までに日本橋支部事務局までお申出下

さい。

お申出の無い方につきましては、ご了承いただけたものとさせていただきます。尚、今後も広報誌のために当該書類を利用させていただく事があると思いますので重ねてお願い致します。



〈退会〉

小原 正子 千葉県会へ
 神山 孝 業務廃止
 中西 琴次 業務廃止
 池上 二郎 業務廃止
 石田 徳士 関東信越会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

大坂 英雄 (昭和5年3月16日生まれ76歳)
 平成18年6月14日死亡
 森 助紀 (大正12年2月11日生まれ83歳)
 平成18年7月9日死亡
 薬師 光雄 (昭和3年11月6日生まれ77歳)
 平成18年8月8日死亡

表紙の写真

初秋の京都高尾 神護寺

京都では、三尾一帯の紅葉が一番早く始まります。昨年10月末、高尾 神護寺の紅葉の様子です。五大堂とその奥の毘沙門堂の屋根を背景にした紅葉（偶然撮影した写真）は、特に美しい事で有名だそうです。後で判ったことですが、雑誌や旅行のパンフレットによく使われています。11月半ばには深紅に染まった紅葉が溢れる観光客に降り注がれ、参道は一面紅葉の絨毯に変わります。

(写真提供 福本光男会員)



編 集 後 記

支部会報“にほんばし”110号をお届けします。すっかり秋めいてきましたが、いかがお過ごしですか。真夏の最中、原稿をお書き下さった皆様有難うございました。着任そうそうの貝守署長にもご無理をお願いしました。お礼申し上げます。

次号は平成19年1月号です。恒例の新春随想「年男・年女シリーズ」もあります。来年亥年の

会員の皆様、是非寄稿して下さいをお願いします。

.....

次号原稿〆切平成19年1月10日

発行予定 平成19年1月31日

編集委員：福本光男 鈴木 毅 佐々木則司
 高橋美津子 山本 勝 原 幸

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト・法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。

※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。

融資の条件

資金用途 運転資金
設備資金

融資限度 550万円
+別枠450万円

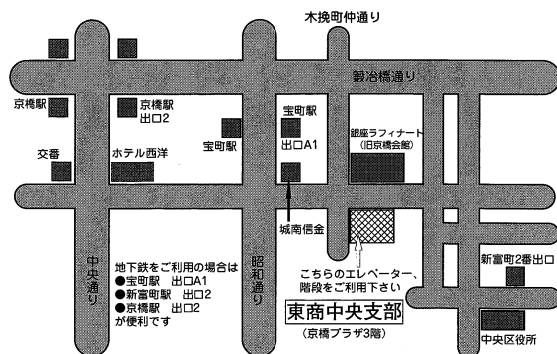
（別枠450万円は平成19年3月30日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間 運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成19年3月30日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保保証人 不 要
（保証協会の保証も不要です）

利 率 年2.20%
（平成18年8月10日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

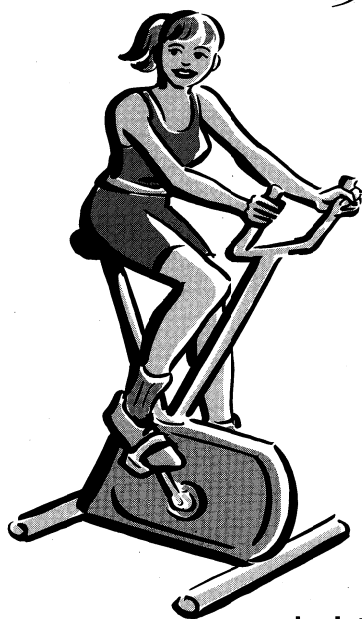
FAX 3538-1815



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

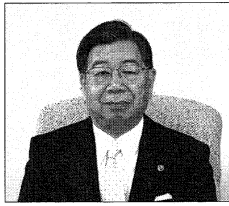
2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>



おかげさまで、本組合は創立四十五周年を迎えました。
今後とも、組合員の皆様には組合事業のさらなる
発展にご協力いただくようお願い申し上げます。

東京税理士協同組合
理事長 山川 巽

新たな飛躍へ 東税協。

45周年



東税協創立45周年記念事業を担う常務理事会構成員

日税グループ協賛 東税協創立45周年記念キャンペーン

支所別実績賞

期間中、グループ3社のサービス・商品の利用拡大にご協力いただいた支所を特別表彰！

期 間 ● 平成18年4月1日～平成18年12月末日まで

※共栄会保険代行は、
別途期間設定

詳しくは、パンフレットをご覧くださいか、
下記までお問い合わせください。



報酬自動支払制度利用拡大
キャンペーン

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL 0120-155-551

不動産案件成約促進
キャンペーン

株式会社 日税不動産情報センター
TEL 03-3346-2220

全税共VIP推進
キャンペーン

株式会社 共栄会保険代行
TEL 03-3340-5533

グループ3社 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階
東京西支店 〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目34番13号 オリピック第3ビル4階

報酬自動支払制度

税理士報酬の自動集金システム



テマ・ヒマ省けて、経費も節減

東京税理士協同組合

税理士会館 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館 1階 TEL 03(3354)6141(代)

新宿事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 TEL 03(5363)2011(代)

平成18年度

日本橋支部定期総会開く

河原支部長の挨拶



平成18年6月15日 (木)
於 明治座センターホール



▲執行部の提案趣旨説明を聞く会員、慎重審議が続いた



▲総会終了後の懇親会

